第９回通常総会において会員生協を代表する代議員選出に関する公示

2014 年３月 31 日
生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合
理事長　　三橋　幸夫　（公印省略）

2014 年６月 20 日開催の生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合第９回通常総会にあたり、以下のとおり会員生協を代表する代議員（以下、代議員という。）の選出とその届出を公示します。

記

１．会員生協が選出すべき代議員の数

⑴　総数　　５０人

⑵　各会員別に選出すべき代議員の数は下記別表による

＜別表＞

	会員生協名	定数(人)	備考
１	鳥取県生活協同組合	４	
２	生活協同組合しまね	４	
３	生活協同組合おかやまコープ	１１	
４	生活協同組合ひろしま	１２	
５	生活協同組合コープやまぐち	６	
６	生活協同組合とくしま生協	３	
７	生活協同組合コープかがわ	３	
８	生活協同組合コープえひめ	４	
９	こうち生活協同組合	３	
	計	５０	

２．代議員選出届出締切期限

○　２０１４年4月３０日（水）正午までに必着

３．届出方法及び届出先

○　別紙総会代議員選出届出書を下記まで届出（郵送）すること。

○　届出先：生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合（コープＣＳネット）総合企画室
統括部長　重津　光彦

コープＣＳネット　　総合企画室（重津　光彦）E-mail :Mitsuhiko_Shigetsu @hiroshima.coop

〒７３２－８５０４
広島県広島市東区二葉の里１－１－４６
Tel :０８２－２３６－６８３２　　Fax:０８２－２６４－６８５８

４．総会での代議員の資格審査、その他

⑴　代議員は、会員の役員、組合員、職員の中から、会員を代表するものとして選出、届出をする。

⑵　代議員選出届出書に基づいて、後日、本会から会員生協に送付した「代議員証明書」を総会当日受付に提示し、資格の審査をうけるものとする。

⑶　届け出た代議員本人が総会に出席できない場合は、代理人による議決権を行使することができる。ただし、同一会員の代議員でなければ代理人となることはできない。

⑷　代理人は、３人以上の代議員を代理することはできない（代議員本人を含めて３人分まで）。

⑸　代理人は、代理する代議員本人が署名又は記名押印した本会所定の「委任状」を添えて受付に提示し、資格の審査をうけるものとする。

⑹　代議員は、総会議案の郵送時に同封する書面による議決権を行使することができる（書面議決権）。

⑺　代理人もしくは書面による出席者の、修正案及び各種動議に関する扱いは総会運営規約による。

⑻　法令、定款、総会運営規約及び総会で決めた事項の他は、総会議長の決するところによる。

以上